障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

本学では、障害等(下表参照)のある者が、受験上及び修学上不利になることがないよう、合理的な配慮を 行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として以下の期日までに本研究科事務部数理科学教務チームにご連絡ください。希望する配慮により、申請書類を案内します。申請のあったものについて、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

申出期限 修士課程一般選抜 令和7(2025)年7月7日(月)

博士課程一般選抜 令和8(2026)年1月5日(月)

修士課程[大学3年次に在学する者に係る特別選抜]令和8(2026)年1月9日(金)

※期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となりますが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、なるべく早く申請書類を提出してください。

区分	対象となる者	受験上の配慮の一例
	・ 点字による教育を受けている者	・代筆解答
配慮	 ・ 両目の矯正視力がおおむね 0.3 未満、もしくは視力以外	・拡大文字冊子の配付
	 の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっ	・拡大鏡等の持参使用
	 ても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は	・窓側の明るい座席を指定
	 著しく困難な程度の者	・照明器具の持参使用又は試験室
	・上記以外の視覚障害者	側での準備
聴覚に関する	・ 両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者	・手話通訳士等の配置
配慮	・上記以外の聴覚障害者	・注意事項等の文書による伝達
		・座席を前列に指定
		・補聴器又は人工内耳の装用
肢体不自由に	・ 体幹の機能障害により座位を保つことができない	・代筆解答
関する配慮	者又は困難な者	・介助者の配置
	・両上肢の機能障害が著しい者	・ 1 階またはエレベーターが利用
	・上記以外の肢体不自由者	可能な試験室での受験
		・車椅子、杖の持参使用
		・試験場への乗用車での入構
病弱に関する	・慢性の呼吸器疾患, 心臓疾患, 腎臓疾患, 消化器疾患等の	・ 1 階またはエレベーターが利用
配慮	状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度	可能な試験室での受験
	の者又はこれに準ずる者	・杖の持参使用
		・別室の設定
発達障害に関	・学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガ	・試験時間の延長(1.3 倍
する配慮	一症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする	・拡大文字問題冊子の配付
	者	・注意事項等の文書による伝達
その他	・上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者	

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

●問合先

東京大学大学院数理科学研究科事務部数理科学教務チーム

Email; skyoumu.c[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp

メール送信の際、[at]は@に置き換えてください。

●本研究科での受入実績

・試験時間の延長(1.3 僧・・座席位置の配慮